

処 分 基 準

令和元年12月12日作成

|   |
|---|
| 法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律   |
| 根 拠 条 項：第7条第1項  |
| 処 分 の 概 要：自動車運転代行業の認定の取消し   |
| 原権者（委任先）：徳島県公安委員会   |
| 法 令 の 定 め：<br>○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律<br>・ 第3条（第7号及び第8号を除く。）（自動車運転代行業の要件）<br>・ 第4条（認定）  |
| 処 分 基 準：<br>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項各号に該当するときは、以下のように、欠格要件に該当するが、速やかに是正、回復することができ、現に是正、回復しようとしている場合等を除き、自動車運転代行業の認定を取り消すものとする。<br>・ 法人の役員が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条第1号から第5号までに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。 |
| 問 い 合 わ せ 先：徳島県警察本部交通部交通企画課   |
| 備 考：  |